除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２５年（へ）第１号

旭川市東６条７丁目１番17号
申立人　株式会社篠原商事
代表者代表取締役　篠原　正博
申立人代理人弁護士　髙木　常光
権利を争う旨の申述の終期　平成25年11月18日
平成25年11月21日　深川簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　３通
⑴手形番号　ＡＤ037224
金額　2,778,929円
支払期日　平成25年10月５日
支払地　深川市
支払場所　株式会社北洋銀行深川支店
振出日　平成25年５月17日
振出地　深川市あけぼの町
振出人　有限会社三浦産業　代表取締役　三浦　政美
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＡＢ168085
金額　343,800円
支払期日　平成25年８月31日
支払地　深川市
支払場所　北空知信用金庫本店
振出日　平成25年５月30日
振出地　深川市
振出人　有限会社谷脇産業　代表取締役　谷脇　伸幸
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑶手形番号　ＡＤ062760
金額　1,189,690円
支払期日　平成25年９月30日
支払地　雨竜郡沼田町
支払場所　北空知信用金庫沼田支店
振出日　平成25年５月13日
振出地　雨竜郡沼田町
振出人　株式会社菱農　代表取締役　筒井　鉄也
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第７号

東京都新宿区西新宿６丁目20番７号コンシェリア西新宿タワーズウエスト３階
申立人　ＴＯＴＯエムテック株式会社
代表者代表取締役　古賀修士郎
権利を争う旨の申述の終期　平成25年11月20日
平成25年11月21日　小倉簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＸＥ63925
金額　2,526,202円
支払期日　平成25年９月30日
支払地　福岡県北九州市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行北九州支店
振出日　平成25年６月25日
振出地　東京都新宿区
振出人　ＴＯＴＯエムテック株式会社　代表取締役社長　古賀修士郎
受取人　ＹＫＫＡＰ株式会社
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１０５７号

千葉県市原市八幡1472番地５
債務者　有限会社集組
代表者取締役　安藤たつ子
１　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　眞鍋　彰啓
４　破産債権の届出期間　平成25年12月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月18日午後２時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０９５号

広島県福山市新市町大字戸手248番地１
債務者　ライフブレインズ株式会社
代表者代表取締役　田上　和久
１　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　勝田　　到
４　破産債権の届出期間　平成25年12月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午後２時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５７４号

静岡県焼津市北新田404番地の５
債務者　有限会社マル善増田水産
代表者代表取締役　増田　善吾
１　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷川　樹史
４　破産債権の届出期間　平成25年12月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０１号

愛知県豊橋市浜道町字桜173番地
債務者　有限会社中村板金工業
代表者取締役　中村　永一
１　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　　修
４　破産債権の届出期間　平成25年12月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月５日午前10時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第５３２号

大阪府泉佐野市南中安松1580番地の１
債務者　ニシムラタオル株式会社
代表者代表取締役　中島　幸夫
１　決定年月日時　平成25年11月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　倉橋　　忍
４　破産債権の届出期間　平成25年12月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月25日午後１時30分
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４１１号

岐阜市西改田上の町72番地の３
債務者　有限会社ラ・セーヌ
代表者代表取締役　黒川新之栄
１　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　神谷　慎一
４　破産債権の届出期間　平成26年１月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月７日午前10時
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２１１７号

愛知県江南市古知野町牧森32番地
債務者　江南乳業株式会社
代表者代表取締役　山口　賢剛
１　決定年月日時　平成25年11月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寺澤佐千夫
４　破産債権の届出期間　平成26年１月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月５日午後２時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７５号

大分県中津市大字上如水1327番地の１
債務者　豊洋土建株式会社
代表者代表取締役　畑迫　　強
１　決定年月日時　平成25年11月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西畑　修司
４　破産債権の届出期間　平成26年１月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月24日午後３時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第１０１８号

広島市安芸区船越南５丁目１番１号
債務者　東果広島青果株式会社
代表者代表取締役　天方　康雄
１　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石口　俊一
４　破産債権の届出期間　平成25年12月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月28日午後３時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部